

《論 文》

# Morphological, Anatomical and Statistical Analyses on The Four Ancient Mesopotamian Law Codes Including The Hammurabi Law Code:

—— Part VIII Japanese collection of  
Fact-Findings found in the previous studies ——

Kenji KAMIDE

## Contents

- VIII -1 Introduction
- VIII -2 Part 0 Introductory Remarks  
(過去の研究と問題点) F-F (0-1) ~ F-F (0-7)
- VIII -3 Part I Survey of Size, Contracts and Transfer  
(法典の大きさ、内容と移転) F-F (I -1) ~ F-F (I -10)
- VIII -4 Part II Social Class and Development of Profession  
(社会階層と職業の分化 発達) F-F (II -1) ~ F-F (II -14)
- VIII -5 Part III Legal Litigation, Penal Law Code, and Civil Law Code  
(法的手続き、刑法と民法) F-F (III -1) ~ F-F (III -52)
- VIII .6 Part IV The Written Contracts and Commercial Laws  
(契約と商法) F-F (IV -1) ~ F-F (IV -40)
- VIII -7 PartV Analysis on the Fundamental Data Base of Prehistoric  
Mesopotamian Sites  
(メソポタミアにおける先史遺跡) F-F (V-1) ~ F-F (0-23)

## VIII-8 Part VI Agriculture Law and Law of Retaliation

(農業法と報復法) F-F (VI-1) ~ F-F (VI-66)

## VIII-9 Part VII Overall Summarization of the Study (本研究の総まとめ)

### VIII.1 Introduction

This section as Part VIII of the study is the Japanese translation of the fact-findings summarized as conclusions achieved in the previous papers<sup>1-7</sup>. Of course, the original English version in the previous sections is formal, and this Japanese version, which is literally translated, only supplementary. Author is confident that this unusual attempt will give some helps for possible readers, if any, who might meet difficulty in easy and quick understanding of the important core of the study.

### VIII.2 (Part 0)<sup>1</sup>: 序論 (過去の研究と問題点)

古代メソポタミアに関する 47 冊の専門書や一般書の内容を検討した。  
(Table 0-1a, Table 0-1b)

### F-F (0-1) : 完全に翻訳された条文の数 (Number of fully-translated articles)

原著内で完訳されている法令の条文数  $n_t$  のトップ 3 は  $n_t = 269$  (Rath), 249 (Drive-Miks) と 248 (飯島) であった。平均  $n_t$  は上述の 3 つの文献を除くと平均 4 にすぎない (Table 0-3a, Table 0-3b) .

### F-F (0-2) : 社会階層 (Social class)

現在でも awilum と mushkenum の地位は未だ完全には確定されていない (Table 0-4)。1992 年頃から awilum に関する解決は大きく変化したように見える (Table 0-4) .

**F-F (0-3) :3冊の本 (Three books)**

Hammurabi-law (ハンムラビ法典) の詳細な解析に適した文献資料として下述のトップ3冊の本を選定した (Table 0-6)。Roth (文献 no.30)、Diver and Mikes (文献 no. 3)、及び飯島 (文献 no. 9) (Chart I -3)。

**F-F (0-4) : カテゴリー (Categories)**

従来の文献におけるの方法論的問題は、狭いカテゴリーの範囲、十分な証拠の欠如、心理的偏見、非定量的議論、極めて僅かの表、図(全文献を通して、たったの3表)である(0-1.7.1)。

**F-F (0-5) : 方法論の問題 (Methodological problem)**

本研究の方法論の原理 (科学的解析) が詳細に示された (0-3), (Chart VII -2) .

過去の文献では法典の大きさと他の法令への転移については全く論じられていない。単に当該条文の題目だけか、せいぜい極く短い説明が文献中に与えられているのみである (Table 0-6) .

**F-F (0-6) : 未解決の問題点 (Unsolved target)**

以下の未解決問題が示された: 社会階層、法令相互の関連性、人権、法的援助 (0-1.7.2) .

**F-F (0-7) : 古代メソポタミア社会に対する日本、ヨーロッパ、米国の評価 (Evaluation of ancient Mesopotamia society)**

マイナスの評価: (岸本、黒田、Van De Mieroop)

プラスの評価: (Bottero, Roux, Kriwaczek)。

**VIII -3 (Part I )<sup>2</sup> 法典の大きさ、内容と移転**

Ur-Nammu (UN) , Lipit-Ishtar (LI) , Eshnunna (E) , および Hammurabi (H) の4つの法典を、形態学的 (大きさ

など)、解剖学的（機能など）および統計学的に Chapter I (Part I) で確定した最も信頼性の高い data-base を解析した。

**F-F (I -1) : H 法典の全条文数 (Total number of articles in the H law)**

H 法典の全条文数は 282 である。このうち H66 - H99 の 34 カ条は省略した（ルーブル美術館所蔵の H 法典では欠損）ので残り  $282 - 34 = 248$  条が読解可能で、その後の解析に用いられた。248 個の読解可能な条文の内、102 個の条文はすべて次の文 'summa awilum, . . .' で始まる。更に他の 54 個の条文は awilum に関係しているので、 $102 + 54 = 156$  個の条文は awilum に直接関係するものである。（従って、 $156/248 = 62.9\%$  は awilum に直接関係する (Table I -5 と I -5 (4))。

**F-F (I -2) : 4 つの法典の大きさ (サイズ) (Size of the four laws codes)**

全条文の数で表された H 法典のサイズは、他の 3 つの先行法典の 8.8 倍 (UN に対して)、1.55 倍 (LI に対して)、4.2 倍 (E に対して) である。先行 3 法典の全条文数の算術和は H 法典の全条文のたった 42% ( $103/248$ ) であり、H 法典のサイズは先行 3 法典の算術和より圧倒的に大きい。従って H 法典は先行 2 法典の単純算術和ではない。

**F-F (I -3) : awilum の比率 (Portion of awilum)**

上記の 4 法典中での awilum に直接関係する条文の比率は 47% ~ 70% の範囲であり、有意な差は見いだせない。これ等の法典の主要対象は awilum であるのは疑いない。すなわち、H-law の対象は一般人であり、awilum に関する条文が

法律の主要部分を占めている (II -3-2-2) .

**F-F (I -4) : カテゴリー化 (Categorization)**

4 法典をカテゴリー化した結果は Table I - 5 ~ Table I - 6 (続き 5) にまとめてある。

**F-F (I -5) : 現代的法概念 (Modern legal ideas)**

現代の法概念 legal idea は明らかに、カテゴリー 2 (人権) を例外として、ハンムラビ法から生じている。

**F-F (I -6) : H 法への transfer (移転) (Transfer to the H code)**

先行 3 法典の条文の約 30 ~ 50% は H 法典へ移転した。(Table I -12)。移転した条文は H 法典の全条文のほんの 13% (= 32/248) を占めるに過ぎない (Table I -13)。先行 3 法典の H 法典への影響の程度は極めて限定的である (Table I -13)。

**F-F (I -7) : 相関性 (Correlationship)**

Ur-Nammu 法と Lipit-Ishtar 法との間および Lipit - Ishtar 法と Eshnunna との間に有意義な相関性は認められない (Fig. I -1)。

**F-F (I -8) : 接続 (つながり) (Connection)**

ある小さな接続 (主として身体障害に対する罰に原因) が Ur-Nammu 法と Eshnunna 法の間認められた。

**F-F (I -9) : ドナーとアクセプター (Donner and acceptor)**

転移において、ドナー中の 1 つの現条文はしばしば 2 ~ 3 またはそれ以上の条文をアクセプターの法典内に生ずる : 2 つの例 (E17 (結婚の部分) と E54 (牛による死)) ; 3 つの例 (LIN49) ; 5 つの例 (E42 (傷害一歯、骨))。

**F-F (I -10) : 3 先行法典 (Three preceding codes)**

上述の 3 先行法典はほとんど孤立していて独立に形成され、

それぞれ独りでハンムラビ法典に移転された。(Table I -12、Fig. 1)。

#### VIII -4 (Part II)<sup>3</sup> 社会階層と職業の分化・発達

社会階層と職業の分化について4つの法典を解析した。

##### F-F (II -1) : 社会階層 (Social class)

古代メソポタミアでは、王を含めて、法的地位を異にする2～3個の社会階層が存在した (Table II - 1)。

(註) : シュメール語で書かれている UN 法と LI 法では王に対するどんな言語 (lugal、例えば Šar) も見出せない。E 法では2つの条文 (E48 と E58) が Šar (Šarru、lugal) という言葉を含む。H 法では7つの条文が Šar (Sarrum) を含む (H26、H27、H28、H33、H36、H51、H129) (Table I -2)。上記での E と H 法では4つの社会階層が見出される (Šarru、awilum、mushkenum と wardu)。

##### F-F (II -2) : 王 (King)

王はその権威を神によって委任されている者で、王は至高の裁決権を持ち (E58、E56)、または赦免する特権を持つ (H129)。

(ノート) : ハンムラビは彼の法典の序文 (prologue) の中で、「人々を幸福にするため、神 (Enlil) (Table II - 3) を満足させる為に神は私を任命した」と述べている。

##### F-F (II -3) : 他の3つの階層 (Other three classes)

王以外の3つの階層は、今後、便宜的に、awilum、mushkenum と warudam と表記する。E と H 法典で見いだされた第2の階層 (王以外の階層としては2番目) は UN と

LI法では見いだされない。この階層はE法では *mushkenum*、H法では *musenkak* と表現された。

**F-F (II -4) :awilum の職業 (**Awilum's job**)**

awilum の職業は、UN法とLI法の法条文のうち、「*takumbilu*、…」で始まる条文、とE法、H法の法条文のうち、「*Summa awilum*、…」で始まる条文を解析することによって合理的に評価できる (Table II -5 ~ II -6)。

**F-F (II -5) :職業の範囲 (1) (**Coverage**)**

awilum の職業は当時の古 Babylonian 期の社会の職業のほとんど全範囲に及ぶ様に見える。(Table II -5 ~ II -6)。

**F-F (II -6) :職業の範囲 (2) (**Coverage**)**

awilum は低層および中層の民衆を含む。(Ur III期まで)  
以下の方程式の妥当性

awilum = 貴族 (II - 3) (Kraus と岸本の説)

awilum = エリート市民 (II - 5) (中田の説)

はいずれも完全に否定された。

貴族だけに適用される特別の条文は4法典中には存在しない。

awilum は低層から中間層とエリート市民をも含む (古 Baby poria 期) 一般民衆 (F-F II - 9 を見よ)。

**F-F (II -7) :職業の範囲 (3) (**Coverage**)**

UN法とLI法では上層 awilum に関する条文は見出せない。  
(Table II -13)。

**F-F (II -8) :法治国家 (**Mulla poena sine legé**)**

ハンムラビの王国 (殆ど全メソポタミア) はこの意味で最初 *mulla poena sine legé* (法治国家) である。

**F-F (II -9) :awilum 層の均質性の変化 (**Change in homogeneity of awilum**)**

この時期 (Old Babylonian dynasty I) に、ほぼ、均質な社会から高度に不均質な社会への転換が起こった (II -3.3.3, Table II -6, Table II -7) .

Awilum は '市民'、'自由人' であり上層エリートより、貧乏人にまで及び、社会の主要階級である (Eq. II -7) .

**F-F (II -10) :awilum の法的地位 (Legal status of awilum)**

どんな awilum も、彼の職業、財産、社会的地位に拘らず完全に同じ法的地位 (権利) を保有する (This journal, 12, p120 (2015)) .

どの awilum も他の awilum を告訴する権利がある (告訴権) (法廷における原告) (H1~H14)。告訴すれば告訴人たる原告は大きな責任を負う。

**F-F (II -11) :ムスケヌム (Muskenum)**

UN 法と LI 法では muskenum に関する条文は見出さない(前出)。シュメール社会では特殊な地位を持つ社会階層としての muskenum は存在しなかった。

**F-F (II -12) :muskenum の法的地位 (Legal status of muskenum)**

(A) awilum と同等 :

A1 ; 財産 (固定資産の権利) (所有権) (畑、家への侵入禁止) (E12, E13)、動産と奴隷 (H219)

A2 ; 家と家族、差し押さえ、監禁の禁止 (E24)

(B) muskenum が優位 (muskenum に対する法的保護)。

B1 ; 加害者による offence に対し (E12, E13, E24, H12, H13, H15)

B2 ; 横領 (E50, H 8)

B3 ; 医療の費用 (H222)

(C) awilum よりも不利



C1 : 傷害 (H196, H197, H198, H200, H201, H203)

C2 : 医療過誤 (H201, H211, H212)

C3 : 補償 (Table II -8)

**F-F (II -13) : muskenum と waradu (奴隸) の有意な差異 (Significant disparity between muskenum and waradu)**

1. muskenum が彼自身の waradu (奴隸) を所有できる  
(E50, H172, H176, H219)

2. もし muskenum が奴隸を殺しても殺人ではない。

もし、奴隸の死に対し、ある責任があるならば、死んだ奴隸と同価格の奴隸またはお金を賠償する。

**F-F (II -14) : Lex talionis (II -3.5.1)**

加害者と被害者がともに awilum の場合 lex talionis が厳格に適用された (see, Table II -8)。例外事例 (Table II -8)。

**VIII -5 (Part III)<sup>4</sup> : 法的手続き、刑法と民法**

訴訟法、刑法および民法について UN, LI, E および H 法を解析した。この際、written law の成立の歴史についても考察し、written law の発生、成長の条件を議論した (III -3.1)。

**F-F (III -1) : トークン (Tokens)**

トークンとその進化物 (cuneiform script) は主として農業において実際的に必要なため形成された (Fig. III -1)。

**F-F (III -2) : 成文法 (Written law)**

Written law の発生は、その前提条件として書式の改良簡素化と日常生活における writing の普及がある ((III -3.1; Step (1) ~ Step (7), Fig. III -1, I ~ VIII)。

**F-F (III -3) : 神官 (Priest)**

Hammurabi 法では神官 (priest) は法廷では重要な役割を果たさなかつた (許されなかつた) (Ⅲ -4.3.2 参照) . Priest に相当するアッカド語は法典では見いだせない (Table Ⅲ -5 参照) .

**F-F (Ⅲ -4) : 訴訟の手続き (Legal processing)**

3つの先行法典 (UN, LI, E) では訴訟手続きに関する条文は見当たらない。

**F-F (Ⅲ -5) : 法廷の種類 (Variety of courts)**

ランク (Status) を異にする数種類の法廷が存在した (Ⅲ -4.3.3.B) , (Ⅲ -5.3) .

市民集会は法廷の機能を持った (王の委託の場合)。

集会のメンバーは一種の疑似弁護士の役割を果たした。判決は出席者の同意の下にされた (Ⅲ -4.3.3.B) .

**F-F (Ⅲ -6) : 9つの術語 (Nine terms)**

H 法典において訴訟に関する 9つの術語が見出される (Table Ⅲ -7)。

① suit (訴訟) (daiānu)、② judge (裁判官) (dadnu)、③ plaintiff (原告) (muunnin)、④ testimony (証明) (uktiin)、⑤ evidence (証拠) (sibi)、⑥ deed (捺印証書) (rikisu)、⑦ witness (現場証人) (kattūm)、⑧ clay plate (粘土板) (dub) (即ち、document) (公文書)、⑨ fine (罰金) (ruguum)。

これ等の術語は現在でも訴訟の主要要素を形成している (Table Ⅲ -7)。

ハンムラビ法は明らかに証拠主義の原則に基いており、絶対に神の裁きとは異なる。

**F-F (Ⅲ -7) : 裁判官 (Judge)**

裁判官は最初に H 法典に現れた (Ⅲ -5.2.1)。

**F-F (Ⅲ -8) : 裁判官の資格 (Qualification)**

裁判官の資格は :

- (1) 王の公式の代理人 (official representative) ,
- (2) 王によって任命された者 (市長) ,
- (3) 市民集会 (assembly) のメンバー (Ⅲ 4.3.3.B) ,
- (4) Summary council のメンバー (Ⅲ -5.3)

**F-F (Ⅲ -9) : 裁判官の任務 (Duty of judge)**

裁判官 (判事) と彼の任務が H law に初めて記述された (Ⅲ -5.2) .

すなわち、

- (1) 法廷を開く、(2) 証拠を調査する (H9、H18、H58、H172、H177)、(3) 根拠を調べる、(4) something (?) を確かめる (H106、H108、; 神前で事実を確認する (H112、H113、H124)、(5) 裁決を行う (H1、H3、H172)、(6) 許可を与える。(i) 子の勘当を父親に許可する (H 168); (ii) 再婚の許可を幼児の母親に与える; (iii) 公判なしに厳命を与える (E54 ~ E57)、(H251、H252)。

**F-F (Ⅲ -10) : 告訴 (accusation) から判決 (Judgement) まで**

告訴から判決までの 10 の段階 (step 1 ~ 10) が H 法典で示された。(Figure Ⅲ -2 を参照のこと)

**F-F (Ⅲ -11) : 宣誓 (Oath)**

H 法典において初めて現れた宣誓は現在に至るまで何千年間も続いた (Table Ⅲ -6)。

H 法典は宣誓が神前でなされた例 (複数) を例示している (Table Ⅲ -6)。

現在でも証拠を示す前に、法廷の証人は宣誓を行わねばならない。

**F-F (Ⅲ -12) : 偽証 (Perjury)**

偽証 (perjury) は H law では重罪である (H3)。

**F-F (Ⅲ -13) : (Double jeopardy)**

H 法典は double jeopardy を禁止する原型の条文を持つ (H5)。

**F-F (Ⅲ -14) : 原告の立証責任と被告の反証義務 (Plaintiff's responsibility of proof and defendant's right of disproof)**

原告の立証責任と被告の反証義務が条文で明記された (Ⅲ -5.1. (2))

**F-F (Ⅲ -15) : 神 (God)**

H 法典の前文 (prologue) では神の名前が 27 回、後文 (epilogue) では 25 回引用されている。一方、3つの先民法典の主テキスト中に神殿 (bitu)、宮殿 (ékallu) および神 (ilu) の名前は一度も引用されていない。

**F-F (Ⅳ -16) : 神の裁決 (Devine judge)**

4つの法典には神の裁決に関する条文は、H2, H132 を例外として、存在しない。

**F-F (Ⅲ -17) : 神官 (Priest)**

神殿 (したがって神官) の (Urk 期 → Jemdat 期 → Nasr 期 → アッカド期 → Ur Ⅲ期 → 古バビロニア期) における興隆と変質が示された (Ⅲ -4.3.2) .

**F-F (Ⅲ -18) : Summary (法廷) (Summary court)**

Summary は brief の意：簡易裁判所？

Summary court の名前と機能は E 法と H 法の以下の条例に規定されている。(E54、E55、E57、E58 および H124、H126、H143、H251、 および H252)。(註) 地区委員会

district committee が直訳)

**F-F (Ⅲ -19) : 刑罰 (Penalty)**

4つのカテゴリーの刑罰がH法典において見いだされた。即ち、(1) 死 (Ⅲ -6-2) ; (2) 体罰 (Table Ⅲ . 1-6) ; (3) 罰金 (Table Ⅲ -12~18)、(Table Ⅲ -8,9 と 17); (4) 追放 (H5,H154, (Table Ⅲ -14) (Ⅲ -6.1) .

**F-F (Ⅲ -20) : 死刑 (Death penalty) (Ⅲ -6.2)**

死刑に処される犯罪の数は、それぞれ UN 法で 4 か条、LI 法で 0、E 法で 5 か条、H 法では 34 か条ある。(Table Ⅲ - 8,9 (continued) と 10).

H 法では殺人や反逆に関する条文が皆無である点を留意のこと。H 法で死刑に値する条文には法訴訟における不正直に関する 4 個の条文がある (Table Ⅲ - 9 ; H1, H3, H10, H11)。

死刑についての H 法の条文の数は全刑法条文の 11%、全読解可能条文の 4.4% である。この値は E 法で相当する値 (3.3%) と大変有意には相違していない。すべての刑事訴訟 (legal process) 関連を除外すると、死刑の比率は 2.8% に減少する。UN 法は死刑に最も密接に関係する (H - 6.2)。

**F-F (Ⅲ -21) : 刑の執行 (Execution)**

死刑執行の方法は法典に例外的に記述されている。(Table Ⅲ -11)

(1) 棒 (火刑柱?)、(2) 十字架、(3) 手、足を縛りあげたままで水に漬ける、(4) 手、足、自由のまま水に漬ける。当時、一般的な死刑の手段は多分絞首刑であろう (Table Ⅲ -11 に示していない)。

**F-F (Ⅲ -22) : 賠償または罰金 (Compensation fine)**

鼻、目、歯、耳、頬、脚と骨への傷害 (bodily injuries) に

対する賠償または罰金がUN法、E法およびH法について表にまとめられた (Table III -12)。

この表で傷害のあらゆる可能性は

(加害者 (assailant) × (被害者) × (傷の場所) =  $3 \times 3 \times 7 = 63$  がある。

この表はそれぞれUN法の4/7、E法の3/7、H法の10/63をカバーしているにすぎない。E法はUN法より厳しく、H法はE法より厳しいことが明らかである。(中世イングランドでは命の損失は凡そ2個の目(両目)、または5本の指の損失に相当した)。

**F-F (III -23) : 窃盗罪 (Penalty for thief)**

泥棒に対する罰は銀5シクル (H260) から死刑 (H11) まで変動する (Table III -16)。泥棒の神殿や宮殿の侵入や盗品の売却は重大な犯罪 (grand larceny) と見做され、処分された。(Capital punishment = 死刑のこと) (H6)。

**F-F (III -24) : 家庭内暴力 (Domestic violence)**

息子による父への家庭内暴力 (H195) や赤子 (乳飲み子) の違法交換 (H194) (これ等是我々が、しばしば経験したり、新聞ニュースで読んだりするが) は Old Babylonian 時代でも決して希ではなかった。

**F-F (III -25) : 犯罪被害者 (Criminal victims)**

2つの法条文 (H23 と H24) は犯罪被害者に公的な支援を目指した、世界で最初の法律である。

**F-F (III -26) : 医療過誤 (Malpractice) (1)**

医療過誤に対する被害への賠償金が法制化された。 (F-F (III -31)) 参照。

**F-F (III -27) : 不法行為 (Illegal damage)**

家や舟などに対する不法な損失を与える行為は賠償されるべき対象である (Table III -19)。(家に対し H229 ~ H233)、(船に対し H235 ~ H238)。(Ⅲ -4.4.1)。

**F-F (Ⅲ -28) : 社会的受難者 (Social misfortune)**

H law において法的援助の対象になる社会的弱者は：(1) 戦争捕虜の家族 (H24, H27, H30, H32, H133, H134, H135, Ⅲ -4.4.1.D (i))、(2) 戦争捕虜の子供 (H28, H29, Ⅲ -4.4.1.D (ii))、(3) 洪水被災者 (H48, Ⅲ -4.4.1.D (iii))、(4) 干ばつ被災者 (H48, Ⅲ -4.4.1.D (iii)) (Ⅲ -4.3.5)。

**F-F (Ⅲ -29) : 人権 (Human right)**

H law において人権に対する胚芽的概念が生まれた：

- (1) 生存権 (Ⅲ -4.4.2.A, H128, H152, H172, H175 H176)、
- (2) 所有権, 売買権 (財産権) (Ⅲ -4.4.2., H7, H8, H15~H20, H21~H36, H26, H34)、
- (3) 相続権 (Ⅲ -4.4.2.C, H150, H162, H163, H165, H166, H167, H170, H171, H174, H177~H183)、
- (4) 訴訟権 (Ⅲ -4.4.2.D, H1, H2, H3, H4)、
- (5) 法の下に平等である権利 (Ⅲ -4.4.2.E, H6, H8)、
- (6) 契約の自由 (Ⅲ -4.4.2.F, H47)。

**F-F (Ⅲ -30) : 日本刑法 (Japan penalty code)**

4つの古代メソポタミア法典と現代の日本の刑法との間に密接な相関関係 (乃至親子関係) が存在することが見出された (Table III -4 と Table III -20)。日本刑法の 15 か条は UN 法の 1 か条 (UN1)、LI 法典の 1 か条 (LI 11)、H 法典の 25 か条 (H1, H3, H6, H8, H14, H21, H22, H33, H34, H114, H130, H196-208, H210) (全体で 27 か条) は古代メソポタミア法典から伝わったものである。

**F-F (Ⅲ -31) : 医療過誤 (Malpractice) (2)**

医師や獣医師が犯した医療過誤に対する罰が Table III -18 (H218,H219,H220 と H225) にまとめている。

医療過誤は人権が公的に認められている現代社会の同時代的犯罪ではない。医師の仕事は high risk, high return (危険は高いが収入も高い) の仕事の一つであったし、今もそうである。これと対照的に、獣医師の罰は医師に比べると、ずっと軽い (動物の値段の 1/ 4) (H225)。

**F-F (Ⅲ -32) : 製造物責任 (Product liability)**

家や船のような重要な不動産に対して与えた不法な損害は、賠償されるべき対象と認知されていた (Table III -19) (H229, H230,H231,H232 と H233 (家に対し); H235,H236, H237,H238 と H290 (船に対し))。

**F-F (Ⅲ -33) : 社会的受難者の法的救助 (Ⅲ -4.4.1 (.D)) (Legal relief to social misfortune)**

1. 戦争捕虜の家族 ; H24, H27, H30, H32, H133, H134, H135.
2. 戦争捕虜の子 ; H28, H29.
3. 洪水被災者と干ばつ ; H48.
4. 妻の病気 (ハンセン病) ; H148.
5. 相続 ; H156, H171, H172.
6. 再婚 ; H172, H177.

**F-F (Ⅲ -34) : 結婚と離婚 (Marriage and divorce) (1)**

結婚のお膳立ての代表的な手順が定着した (Table III -21) .

**F-F (Ⅲ -35) : 結婚と離婚 (Marriage and divorce) (2)**

UN, LI, E および H 法典における 正式結婚の必要条件は次の様に進化した。同棲 (UN) →ある長さの期間の同棲 (LI) →結婚の宴会 (E) →宣誓 (書式で (H) (Table III -22) .



**F-F (Ⅲ -36) : 結婚の拒否 (Rejection of marriage)**

女性 (妻) が嫌う (夫に対する生理的な嫌悪) 時 (H142)、または夫の作った家で夫と同居を拒否するとき (H149)、彼女は結婚を拒否する権利を持った。(しばしば地区委員会(現在の簡易裁判所?)) によって検証された。(Table Ⅲ -24) .

**F-F (Ⅲ -37) : 家族; 家族のタイプ (Family; Family type)**

UN, LI, E および H 法典を解析することによって家庭の代表的な型 (タイプ) が推定された。

UN 法では 3 つのタイプ (Fig. Ⅲ -3)、LI 法で 3 つのタイプ (Fig. Ⅲ -4)、E 法で 1 つのタイプ (Fig. Ⅲ -5) ;

H 法では 5 つのタイプまたは 14 のサブ・タイプ . (Fig. Ⅲ -6) (Table Ⅲ -19 も参照)。

**F-F (Ⅲ -38) : Old Babylonia 時代における家族構成 (Constitution of Family in the Old Babylonian Period)**

古代メソポタミア社会は最少単位としては夫と妻の一組 (ペア) によって形成されている (一夫一婦制)。原理的に、一つの家族は、夫、妻および彼らの子供だけから構成される。夫と妻の社会階層 (awilum、mushkenum、と奴隷) の違い (はあっても) 法的には問題とはならなかった。そしてどの様な夫と妻の組み合わせ (理論的には 9 タイプ) は社会階層に無関係に是認された。

**F-F (Ⅲ -39) : 一夫一婦制 (Monogamy) (1) (H128 参照)**

一般的な規範は一夫一婦制である。しかし、一人の夫が二人の妻を同時に持つことが法的に容認される特例もある (H141、H148)。従って、古代メソポタミア社会はポリガミー (複婚制 (一婦多妻または一妻多夫) が部分的に混じった一夫一婦制社会である (H141、H148、LI28)。

**F-F (Ⅲ -40) : 一夫一婦制 (Monogamy) (2)**

父親の財産は彼自身の息子（勘当した息子は除く）に与えられた (H170)。奴隷が生んだ子供は彼の父親によって認知された場合、彼（子供）は正妻が生んだ他の子供たち（father consanguines）の相続分と同一の分け前を持つ（Ⅲ -7.3） (H170) .

**F-F (Ⅲ -41) : 一夫一婦制 (Monogamy) (3)**

もし夫が上述（Ⅲ -40）の奴隷の子を認知していなかった場合、その子とその子の母は自由に（奴隷の身分から解放）なる。(H171) .

**F-F (Ⅲ -42) : 生前贈与 (Gift inter vivos) (1)**

夫は捺印証書付きで妻に贈与する。(H150、H171、H172)

**F-F (Ⅲ -43) : めかけ (妾) (Mistress) (1)**

夫は彼の第一の妻以外に妾や婢を持つことが出来る場合がある (H145、H146) .

**F-F (Ⅲ -44) : めかけ (妾) (Mistress) (1)**

Awilum 階層の少女は彼女の意志で妾になった (H183、H184) .

**F-F (Ⅲ -45) : 家族の大きさ (Family size)**

H 法典の家族の大きさは当時の農業の特性に調和する様に見える。この農業のスタイルを利用することによってだけ彼等は高収穫（結果的に大きな余剰）を維持できた。

**F-F (Ⅲ -46) : 相続 (Inheritance) (1)**

個人の（夫の）財産は彼の妻と子供たちに引き継がれた (H172) .

**F-F (Ⅲ -47) : 相続 (Inheritance) (2)**

遺産の分配は実際には2つの原則に基づいた：長子相続

(H165) (Primogeniture) の制限のものと均等分配相続 (H170) (Equal share in succession) (1) .

このことは長男が父親の財産を彼自身で独占することを意味しない。2つの原則（上述）の混合、何世代も相続を繰り返すことによる家族農業の持続性を不可能とする程度の過度な分割（sub-division）を避けることを目指した。

**F-F (Ⅲ -48) : 相続 (Inheritance) (3)**

妻はしばしば生前の夫よりの贈与（の約束）(Gift inter vivos) を受け取った (H150 参照)。これは夫と彼の妻との共同的作業によって形成した財産分割の一形態である。これは女性（妻）の家庭生活における役割の正当な評価の先進的な考えのように見える。

**F-F (Ⅲ -49) : 相続 (Inheritance) (4) ; Child and his mother (1)**

父親の死後子供は父親が生前贈与した母親のお金を請求できない (H150)。本条文は未亡人（子供の母親）が家より追い出される事故を防止するのに有効であった。

**F-F (Ⅲ -50) : 相続 (Inheritance) (5) ; Child and his mother (2)**

子供達の父親の死後子供達が彼等の母親を家から追い出そうとした時、裁判官は先ずこの件の背景を調査し、次に子供を罰する (H172)。H150 の条文は H172 の予めの用心のように見える。

**F-F (Ⅲ -51) : 相続 (Inheritance) (6) ; Legitimate and bastard children)**

相続人としての適法子は私生児に対して父親の財産の選択についての上位優先権を持つ (H170)。

**F-F (Ⅲ -52) : 相続 (Inheritance) (7) ; Equal share in succession)**

父親の財産は彼自身の子供達へ（勘当された子を除く (H168、

H169)) 均等相続された (H165) .

## VIII . 6 (Part IV)<sup>5</sup> 成文法と商法

この章では経済法と農業法に関する以下の項目を詳細に検討した。

- (1) 記録媒体としての cuneiform 板 (IV -3) .
  - (a) 粘土板の材料と製法 (IV -3.1.2)、および書き方 (IV -3.1.2A) と書き手 (IV -3.1.3B) , 保管場所 (IV -3.1.2C)。Old Babylonian 時代, 一般人が作成した諸契約例 (IV -3.1.4) (Table IV -1)
  - (b) 売買契約 (土地、家屋などの) (IV -3.2)
  - (c) 地主と借地農との間の借地契約 (IV -3.3)
- (2) 通貨としての銀と大麦 (IV -4.2)、(3) 賃金、報酬と賃貸契約 (IV -5.1)、(4) 商人 (IV -6)、(5) 地主 (IV -6.4)、(6) その他 (IV -6.3, IV -6.5) .

その結果、以下の知見を得た。

### **F-F (IV -1) : Cuneiform script** (楔形文字)

契約は粘土板の上に刻まれた。粘土板という語 (tuppa (H37, H41, H47), dubbim (H177), dappaam (H178), duppin (H170)) は「契約」と同義語である。(Table III -7)。

### **F-F (IV -2) : 高い識字率 (Higher level of literacy)**

Cuneiform script (wedge-shaped) の書法が例外なしに採用された (IV -3.1.2A) .

一般人は Cuneiform script 書法の読み書き (少なくとも読みは) を出来たであろう。(IV -3.1.2B) . Cuneiform の簡素化と私塾の普及が一般人の比較的高い読解力を実現させた (IV -3.1.2) .

### **F-F (IV -3a) : 私的契約 (1) (Private contract)**

私的な契約が当時の社会経済活動の根幹的要素を構成した  
(Ⅲ -4.4.2.E, IV -3.1.3B) .

**F-F (IV -3b) : 私的契約 (2)**

Old Babylonian period において個人が彼の一生涯の間に作成したであろう種々の契約がまとめられた (Table IV -1) .

**F-F (IV -4) : 契約書の保管 (Depository of documents)**

「契約書」は契約者の個人の家で保管された (IV -3.1.3C) .

**F-F (IV -5) : 売買の権利 (Right of selling and buying)**

全社会階層 (awilum, muskenum や奴隷も含めて) は財産の購入、売却の権利を持つ (Ⅲ -3.4, Ⅲ -4.2 , Ⅲ -3.5.6) , 但し、例外もある (Table IV -3.2) . 王が兵士、警官および収税吏に授与した農地および家屋を他人に売却するのが禁じられた (H36, H37) (自分の家族にさえ売却は不可 (H38)) (Table IV -2) .

**F-F (IV -6) : 例外事例 (F-F (IV -5) の) (Exceptional articles)**

上述の禁止に対するいくつかの例外条項がある (IV -3.2) (H28, H29 など) .

**F-F (IV -7) : 長子相続制 (例外の例外) (Primogeniture)**

実際の売買契約記録から Primogeniture (長子相続) の原則はむしろ制約されていたように見える (IV -Appendix -A (Table)) .

**F-F (IV -8) : 借地農契約 (1) (Tenant contract)**

借地農契約は土地家屋の売買契約と共に極めて重要な契約であり、これは各自の家 (home) において注意深く保管されるべきものであった (IV -3.3) .

**F-F (IV -9) : 借地農契約 (2)**

各家庭についての多数の借地農 (tenant) 契約は本人の住居

地で保管された。これ等の契約は王朝が変わっても、ある時は有効であると判断された (IV -3.3) .

(補足) : 前王朝の有力支持者が没落しても sub-tenant 契約はそのまま有効であった。(例 Larsa) (IV -3.3) .

**F-F (IV -10) : 私的契約 (3) (Contract)**

結局、経済活動の大部分は多数の契約の存在によって保証された。(IV -3.4) .

もし契約不履行 (violated contract) が起これば、そのようなことは経済犯罪とみなされた (IV -3.4) .

**F-F (IV -11) : 銀と大麦の等価 (Equivalence of barley and silver)**

E 法典の 2 つの条文 (E2 と E3) の中で、銀と大麦の等価が示された。

**F-F (IV -12) : 銀 1 siglu (シクル) と等価とみなされる商品の量 (Amount of goods equivalent to silver one siglu)**

油、豚脂、羊脂、銅、精錬銅の量 (重さ) が示された (E3) .

(補足) : 悪天候と大麦価格の暴騰が歴史的に知られている (IV .Appendix B)。

**F-F (IV -13) : 銅もバビロニア時代の通貨か? (Copper as money?)**

ハンムラビ法典には先行 3 法典同様に通貨としての銅という単語は一度も見出せない (Tomimura 説の否定) (IV - 4.3) .

**F-F (IV -14) : 大麦の流通カテゴリー (1) (Limited use of barley)**

大麦は比較的限定されたカテゴリーでのみ通貨として使用された (Table IV -8) .

**F-F (IV -15) : 大麦の流通分野 (2) (Limited use of barley)**

大麦は農業とそれに関する分野だけに通貨として使用された。ハンムラビ時代では大麦はもはや単なる補助 (銀の) 通貨である (IV -4.4) .

**F-F (IV -16) : 銀通貨 (Silver as money currencies)**

銀は古く UR Ⅲ 王朝において確立した金属通貨である。銀はもともと金属通貨として利用された。

**F-F (IV -17) : 銀のカテゴリー (Categories of silver)**

銀は 11 のカテゴリーで極めて広範囲に使用され、農業以外のほぼ全社会生活をカバーした (Table IV -7) .

**F-F (IV -18) : 金属通貨の発明と流通 (Invention of metal currency)**

このためには、(a) 金属精錬法の確立、(b) 銀の重量測定の新方式の導入、(c) 銀通貨のコインへの進化が必要であった。(IV -3.3.A.~C.) .

**F-F (IV -19) : 遠距離貿易における銀 (Silver in long-distance trade)**

バビロニアで製造された銀通貨はその時代の遠距離貿易において一番有利であった。

**F-F (IV -20) : 給料と報酬 (Pay and reward)**

給与と報酬が E と H 法典でまとめられている (Table IV -9 ~ Table IV 9 (continued)) .

**F-F (IV -21) : 時の規定 (Regulation of time)**

年、月および日の規定 (regulation) はあるが、週という概念は見出されない (IV -5.1.2)。週は旧約聖書で初めて規定された (Exodus 20 : 9 と 10)。

**F-F (IV -22) : 給料の種類 (タイプ) (Types pf payment)**

3つのタイプが契約の期間によって存在する。(1) 年俸 (大麦)、(2) 月給 (銀) と (3) 日給 (大麦 (E 法)、銀 (H 法))。(Table IV -9) .

**F-F (IV -23) : 成果給 (Contingent fee)**

他のカテゴリーは、建築家、舟大工、医者および庭師がもらう彼等の成果に対して支給される給与 (Table IV -9

(continued))。

**F-F (IV -24) : 年俸 (Annual income)**

年俸はもっぱら大麦ベースで支払われた。(Table IV -9) .

**F-F (IV -25) : 収入 (Income)**

職人の収入は彼らの職種によってあまり変動しない (H274) ,  
(IV 5.1.3) .

日雇いの賃金は上述の職人の給与よりも、ほんの少し高い様に見える。日雇いの年間の全労働可能日に留意すべきである。彼らの労働可能日は農繁期だけに限定されていた。

**F-F (IV -26) : 職人 (Craftsman)**

carpenter (…ella) と builder (bānim) の区別は不明瞭である。milkman (amelu ga?) はチーズやバター労働者であろう。flax-労働者は麻の栽培者 (農民?) かまたは麻糸職人であろう。

**F-F (IV -27) : 日雇い労働者の収入 (Day laborer's income)**

日給労働者の給与は真冬～晩春の方が、晩夏～初冬のそれよりも高かった。(Table IV -9 (3) ; IV -5.1.3) .

**F-F (IV -28) : 外科手術 (Surgical operation)**

医師の収入は予想された様に、極めて高い (Table IV -9-  
(continued))。

手術は医師だけで実行されたわけではなくて、外科助手 (即ち徒弟) が彼等の師匠の手助けをした。全期間 (Old Babylonia 時代の)、医学教育は行われておらず、親方—徒弟制度が実際には機能した。外科手術は精々、一日当たり2回程度であろうし、医師の徒弟は彼らの師匠に生活の面倒を見てもらっており、手術日には少額の手術手当をもらったと想像される。麻酔剤 (局所用) の利用は不明である。但し、



その利用の可能性は完全には否定できない。医師は銀 10 siglu を awilum 患者について外科手術に対して得た。報酬額は患者の社会的階層によって変わった。なお、現在、10 siglu silver = 4,788 円。

**F-F (IV -29a) : 外科医と内科医 (Surgeon and doctor of internal medicine)**

ハンムラビ法典では外科医 surgeon と内科医 doctor of internal medicine の区別はなく、両方とも 'Azu' と呼ばれていた (H214, H215, H217~H221)。医師の収入源は勿論、処置の種類によって異なる。腫瘍の摘出や外傷の外科的手術の料金 (bill) は、骨折の手当てや腸の治療の 2 倍であった (Table IV -9, H215, H221) .

**F-F (IV -29b) : 医療過誤 (Failure of surgical operation)**

次のような場合、外科手術は失敗したと判定されたと思われる。

- (1) 手術途中または手術直後に患者が死亡した。
- (2) 患者が手術後、回復することなく手術に原因する化膿などの症状のために数日～1 週間後に死亡した。

**F-F (IV -30) : 船大工 (Ship-builder)**

60 gur- 容積 (7.2 トン容積) を建造する時の船大工の報酬は 2 siglu である (H234)。建造には 2 か月を要し、1 か月の労働日は 25 日と仮定すると：船大工の収入は 1 siglu/月 =  $1 \times 180/25 = 7.2 \text{ Še/日}$  となる。

造船に必要なすべての材料 (木材を含む) は直接造船依頼主より船大工に予め渡された。建造は親方—徒弟制度で行われた。従って全ての支払い (この場合 2 siglu) は親方だけの収入とはならない。

**F-F (IV -31) : 賃金 (E 法と H 法) (Pays in the E and H codes)**

E10 における日雇いの賃金は H 法においては 1 日～5 日期の日雇いの賃金に一致する。収穫期では労働は厳しく、したがって高賃金が支給された。年雇いの農業労働者は大麦を年給として支給された。パート労働者は収穫期の臨時的単純労働者であった。

**F-F (IV -32) : 賃貸 (Lease)**

ox (雄牛)、cow (牝牛)、ロバ (驢馬) (donkey) と子羊 (lamb) を含む家畜が農耕や移動手段 (車、船) に利用された。Table IV -8 の case (4) では E 法 (E10) におけるロバの賃貸料 6 sila/ 日 (E10) は H 法典では 166% 上昇して 10sila/ 日まで上昇した (H269) . 上記 Table の case (6) では (雄牛 + 車 + 御者) の賃貸料は 60 sila/ 日から 180 sila/ 日に 3 倍に上がった (H271) .

**F-F (IV -33) : 商人 (Merchant)**

H 法典で、'商人' (tamkarum) が関係する 22 か条の条文が見出された : (身代金) H32 ; (売買) H40 ; (農民 ir - ri - Sum) H49、H50、H51、と H52 ; (販売人) (Šamallum) ; H101、H102、H103、H104、H105、H106、と H107、; (運搬人) H112、(貸付け) H113、; (抵当) H115、H116、H117、H118 と H119 ; (保証金) H120、と H121.

商人は、農民 (farmers) や 地主 (land lord) と共に、Old Babylonia 時期の基本的分野になった。

商人の主な業務 (IV -6.2) . : 1. 金融 (一般人相手)、2. 事業への金融、3. 貿易事業への投資、4. 遠距離貿易 (当時の商人 (子商人との区別に注意) は、いわば 'proto-banking' に従事したと言える)。

**F-F (IV -34) : 農業と商業 (Agriculture and commerce)**

Old Babylonia 時代の農業と商業の関係が示された (Chart IV -2) .

商人は一般人、小売商人、借地農民とも密接な関係を持った (IV -6.2) . (IV - Chart1, Chart2) .

**F-F (IV -35) : メソポタミアにおける技術と産業発展の原因 (Development of technology and industry.)**

メソポタミアの特異な自然環境が技術的進歩を加速し、加工産業を育てた (IV -6.2.2 :Type 1, Type2) .

**F-F (IV -36) : 商人と農民の間の契約違反 (Merchant and farmer)**

商人と農民の間の契約違反例が示された (Table IV -12, Case 1~Case 4) .

**F-F (IV -37) : 地主と商人の関係 (1) (IV - Chart 1 参照) (Landlord and merchant) (1)**

H 法には地主と商人の関係は示されていない (IV -6.4) .

**F-F (IV -38) : 地主と商人の関係 (2) (Landlord and merchant) (2)**

Land lord (地主) は商人より上位とみなされた (IV -6.4) .

**F-F (IV -39) : 商人の種類 (Merchant officer and civil merchant)**

古代メソポタミア時代には商人には商官 (merchant officer) と他の民間の商人 (civil merchant) の 2 種類の商人が存在した (IV -6.4) .

**F-F (IV -40) : 市長と商人 (Mayor)**

市の行政は富裕商人の中から選ばれた市長に委嘱された (IV -6.5) .

## VIII -7 (Part V)<sup>6</sup> : メソポタミアにおける先史遺跡

多数の他の考古学者によって発掘された代表的な 86 の遺跡 (Site) についての時期、場所、大きさ、高度などの知見を整理して、基本的データベースを構築し、以降の本研究解析に利用した (Table V -3a~ Table V -3n) .

### F-F (V-1) : 地理的分布 (**Geological distribution**)

Mesopotamia (メソポタミア) の Hassuna-Samarra および Halaf 期における遺跡分布を地図上に示した。(Map V-3 と V-4) . Hassuna → Samarra が起こり、逆の Samarra → Hassuna は決して起きなかった。(→は転換を示す)。

### F-F (V-2) : 高度 (**Altitude**)

時の経過とともに遺跡の平均高度は、Halaf 期までに低くなった。(V.4.1.3B と Fig.V-1)。

### F-F (V-3) : 遺跡の場所 (1) (**Location**) (1)

Hassuna 一色の地域の内円 (50km 半径) および外円 (100km 半径) 内にある遺跡の数はそれぞれ 10 と 12 であった。これ等の数値は Hassuna-Samarra 期および、Halaf 期を通して変わらなかった。遺跡は均質に分布せずに、Hassuna-Samarra 期ではそれぞれ Hassuna 文化と Samarra 文化の中心地帯に集中した。遠距離にある遺跡同志の通信 (交流) は証明されなかった (V-4.1.6 (b))。

### F-F (V-4) : 遺跡の地図 (**Map of sites**)

古代メソポタミアの巨大遺跡の地図 (TableV-7b) において、新遺跡 (Table V-13) は川の堤防の上に位置した (Table V-6)。天水農業を可能とする限界の年間降雨量 200mm の遺

跡（(Table V-14) と現代の年間 200mm 降雨量地帯（点線）が地図上に同時に示された。

**F-F (V-5) : Halaf 遺跡 (1) (Half sites) (1)**

Hassuna 期にすでに遺跡 (site) は Diyala 谷の川岸に達しており、遺跡は全 Halaf 期を通じて、その後も存続した (V-4.1.4) (Map3,4) .

**F-F (V-6) : Halaf 遺跡 (2) (Half sites) (2)**

Halaf 遺跡は東の端から西の端にまで広がった。

**F-F (V-7) : 遺跡の場所 (2) (Location) (2)**

いくつかの遺跡は Euphrates 川の近くに位置した。

**F-F (V-8) : Territory の変換 (Conversion of territory)**

勿論、ex-Hassuna-Samarra の地域は徐々に連続的に Half 地域に転換した (V-4.1.4 (5))。

**F-F (V-9) : Euphrates 流域 (Euphrates basin)**

Euphrates 谷 (basin) は、この時までは完全には開発されていなかった。

**F-F (V-10) : 経済的困難 (Economic difficulty)**

Halaf 後期になると、もはや開発できる余地はなく、Mesopotamia の経済は危機的な困難に直面した (V 4.1.4(9)).

**F-F (V-11) : 遺跡の成長過程 (Growth process)**

成長過程において多数の小遺跡は大遺跡に吸収され、巨大遺跡が発生した。(V-4.1.4 (10))。

**F-F (V-12) : 遺跡の移動 (Movement of sites)**

非常に長い span でみると、遺跡は山岳地方→高地平原→山麓 (foothill) →低地平原へと移動した (V -4.1.5 (a)) .

**F-F (V-13) : Halaf 遺跡の拡散 (Spread of Halaf sites)**

Halaf 期では遺跡は、ex-Hassuna-Samarra 地域をはるかに超

えて西の端の地域へと拡散した。

**F-F (V-14) : 堤防 (Banks)**

Halaf 期では Euphrates の堤防も Tigris 川の堤防と同様に利用された。

**F-F (V-15) : 遺跡の大きさ (Size of sites)**

遺跡の広さは 1 ヘクタール以下から 18 ヘクタールまで変化した。

**F-F (V-16) : 巨大遺跡 (1) (Gigantic sites) (1)**

Halaf 期に巨大遺跡が発生した。例外はすでに初期 Holocene 期に形成された Ganzi Dareh, Asiab, Abu Hureya。(Table V-7c)。

**F-F (V-17) : 巨大遺跡 (2) (Gigantic sites) (2)**

Halaf 期で、5 つの巨大遺跡が見出された (Table V-7c) .

**F-F (V-18) : 遺跡の寿命 (Life span of sites)**

人々はいくつかの遺跡に数百年～一千年以上に亘って居住したことが明らかになった。

**F-F (V-19) : 家屋の材料 (House materials)**

すべての家屋材料はその地方で生産されたものであった。基本的にこれらの物質は土と草 (weed) から作られた。

**F-F (V-20) : 家屋の進化 (Evolution of houses)**

家は小屋 (hut) より進化した。土中または岩にあけた孔に柱を入れて建てた小屋から、岩の地盤の上に建てた家へと進化した (Table V-9) .

**F-F (V-21) : 家屋の設備 (House equipment)**

家 (Çayönü) の空調設備が備えられた (食物の保存の目的)。さらに保温設備 (冬の部屋) が作られた (Table V-8a と 8b)。

**F-F (V-22) : 栽培化、家畜化 (Domestication)**

小麦と大麦の栽培化が起こった (突然変異から予想されたように) (V-4.2.1 (a))。

栽培化された cereal (穀物) は今までの採集地において大規模な耕作 (農業) を行うことを可能にした。

**F-F (V-23) : 穀物 (1) (Cereals) (1)**

注意深い観察と新生栽培種の素早い応用が野生の穀物についての栽培食物生産への道を開いた。

**III -8 (Part VI)<sup>7</sup> : 農業法と報復法**

Canal-irrigation farming (運河水灌漑農業) が良く知られている古代メソポタミアでは農業が最重要産業であった。しかし、どのように、何時、何処で、この種の農耕が発展したかはまだ十分には明らかにされていない。

本章の前半では運河—農耕農業の成熟期における光と影を明らかにする (VI-3) .

本章の後半では the law of retaliation (「目には目を」の法律) を詳しく議論する (VI-4)。すなわち、

1. Hammurabi 法典は retaliation law (報復法) か? (VI-4.1) .
2. Hammurabi 法典の旧約聖書への移転の詳細 (VI-4.2) .
3. the law of retaliation は果たして残酷な law か? (VI-4.3) .

**F-F (VI-1) : 運河水灌漑農業へ (The canal-irrigation farming)**

乾地農業から降雨水利用農業へ、更には運河を基礎にした (運河水灌漑農業) へ (VI-3.1.1 (A) ; Chart VI-1) .

(補足 1) 食料の獲得と再生産のシステムの進化のルートが提案された

(VI -3.1.1 (A)) . ( I ; 恐れ→ II ; 自然の消極的利用→ III ; 積極的利用→ IV ; 自然の改造)

(補足2) プロト灌漑耕作が雨水、池の水、孔に溜まった泥水、自然の水などを利用して進化した (VI -3.1.1 (A)) .

#### **F-F (VI -2) : 塩害 (Salinization) (1)**

2,320BC~2,110BCの間、大麦の比 (生産高/種) (生産性の目安) ははっきりと減少した。この生産性の変化は塩害 (salinization) として説明できる (Table V-2 と Table V-5)。

#### **F-F (VI -3) : 穀物類 (2) (Cereals) (2)**

穀物類が古代北部メソポタミアで最も広範囲に栽培された。第3千年紀の間シュメールのラカッシュ Lagash において比 (収量/種) は常に 20~30 以上であった。(ヘロドトスのデータを例外とすると) 比は主として 50~80 にまたがった (Table V-2)。運河の耕作農業について得られたすべてのこれらのデータは極めて高い生産性を示し、現代の農業に比較し得る。

#### **F-F (VI -4) : 独立農民 (Indepedet farmer)**

H法の中で自作農に関する条文は唯の1つ (H47) のみ (VI -3.1.1 (A)) .

#### **F-F (VI -5) : 借地農契約 (Tenant farmer contracts)**

借地農は借地 (小作) 契約を地主との間で結んだ。(Part IV -3.3を見よ)。

(ノート) ハムラビ期の借地農は灌漑方式による穀物栽培に関するある程度の専門家であり、また彼等は playing manager でもあり、決して単純労働者ではなく、まして、や奴隷などではない (VI -3.1.2 (A)) .

#### **F-F (VI -6) : 王の署名付きの土地授与証 (Signature certification)**



土地の授与（王の署名付き）証（受領者名も銘記）が予め王より王立農場の全従業に与えられた（VI -3.1.2 (A)）。

（補足）①王宮や王族による大規模経営はハンムラビ時代になると今や面倒で、低効率、しかも高価になった（VI -3.1.2 (A)）。

②食料生産方式は、Ur III期より Old Babylonia 時代に至る間に、公的機関における集団労働から私的な借地（または、自分自身の土地）農（業）へと変換した（Chart III -3）。これが BC3000 年紀から始まった「貧困化」のプロセスである。借地農民はどんな結果に対しても全責任を負った（VI -3.1.2 (A)、VI -3.1.3）。

③この時代の奉仕（サービス）は中世イングランドの領主への農民の奉仕とは厳密に区別すべきである（VI -3.1.2 (A)）

④ Ur III 王朝で利用された集団労働は粗雑で単純な耕作は適していたが、高度に洗練された運河・灌漑耕作には適用できなかった（VI -3.1.1 (A)）。

#### **F-F (VI -7) : 農耕技術 (Cultivation technology)**

耕作技術：2毛作（double cropping）が広範囲にシュメール Sumer で適用された。運河・灌漑法導入後の耕作技術は当時の教科書「Instruction of Farmer (farmr calendar)」から細かく類推できる（VI -3.1.2 (B) (2)）。

#### **F-F (VI -8) : 休耕 (Fallowing)**

灌漑技術が導入された後でさえ、「休耕」は大変重要であった（VI -3.1.2 (B)）。

#### **F-F (VI -9) : 無灌漑のイラン農業 (Agriculture in Iran without**

**irrigation)**

現在 (~1973年)、灌漑無しで農耕が行われているイラン地区では5年間に2~3年は深刻な不作になる。

**F-F (VI -10) : 実際の収益指標 (Real income index)**

以下の2つのケースについて「実際の収入指標」を評価した:

(1) 乾燥農業と、(2) 灌漑農業。ここで、農地面積は同一と仮定した。

ケース(2)の場合; 一般農民の平均収入はケース(1)の凡そ12.5倍となった。

高価な灌漑水代を農民が支払っても、乾地農業よりは、はるかに高い収入が得られた。

これが灌漑農耕が普及した真の原因である。

**F-F (VI -11) : 運河の建設とその維持 (1); 灌漑用水の不足 (Canal construction and its maintenance) (1)**

メソポタミア河川にはシルトが高度に含まれ、その上、南メソポタミア平原が極めて平坦であるので、地表のあらゆる物が短期間のうちにシルトで埋まってしまう。これが洪水や灌漑水の供給不足を生ずる。

**F-F (VI -12) : 運河の建設とその維持 (2) (Canal construction and its maintenance) (2)**

運河網の建設と修理・補修は耕作のオフシーズンにおいて実施された (VI -3.1.3) .

**F-F (VI -13) : 運河建設とその維持 (3) (Canal construction and its maintenance) (3)**

新運河網建設の基本計画 (Master-plan) は主として高度の専門能力を有する土地設計者、および多数の実績を持つ建設技術者によって建設された。

**F-F (VI -14) : 運河建設とその維持 (4) (Canal construction and its maintenance) (4)**

これ（新運河網の建設）は巨大な国家プロジェクトであり、有力な王だけが実現できた。

上級管理者の任務は

①各要素の調達・調整、②給料の支払い、③建設素材の供給、④プロセス・マネジメント、⑤全従業員への食糧の供給、および⑥プロセスチャートに従った作業の管理。

**F-F (VI -15) : 運河建設とその維持 (5) (Canal construction and its maintenance) (5)**

時々、王（ハンムラビ）は運河建設計画（プロジェクト）を直接、自ら監督した。

運河は常時、王の管理部門によって管理・運営された（VI -3.13）。

**F-F (VI -16) : 運河建設とその維持 (6) (Canal construction and its maintenance) (6)**

借地農は水路（water path（運河の支路で、直接農民の土地に流れ込む））の維持に対して全責任を持った。

**F-F (VI -17) : 運河建設とその維持 (7) (Canal construction and its maintenance) (7)**

ハンムラビ法典の4つの条文（H53, H54, H55, H56）は「water path に沿った所有者は上述の堤防の主要な保守に対する責任を負う」と宣言した。

**F-F (VI -18) : 運河建設とその維持 (8) (Canal construction and its maintenance) (8)**

水路に沿った所有者はこれ等の堤防の維持に責任があり（VI -3.13）、この規則はより大きな水路にもそのまま適用された

(VI -3.1.3) .

**F-F (VI -19) : 運河建設とその維持 (9) (Canal construction and its maintenance) (9)**

お互いに境界が接触している所有者は上述の境界をきちんと整備せねばならない。(H53, H54, H55, H56 参照)。

**F-F (VI -20) : 運河建設とその維持 (10) (Canal construction and its maintenance) (10)**

この労働には多数の雇用労働者が必要であり、彼等には大麦が賃金として支払われた (VI -3.1.3) .

**F-F (VI -21) : 運河建設とその維持 (11) (Canal construction and its maintenance) (11)**

Nippur, Issin, Shuruppak, Adab, Umma, ZabAlam, Bad, Tibura, Urum, Larsa を含む Sumer における 運河網の場所は殆ど 1000 年間のわたって有意には変化したようには見えない (上出) (VI -3.1.4 (A)) .

**F-F (VI -22) : 借地農の怠慢 (Tenant farmer's negligence)**

隣人が本人が管理責任を持つ水路を、怠慢のために、きちんと維持しなかったために蒙った隣人の農民の被害は完全に犯罪者本人によって弁償されるべきである (H53, H54, H55 と H56) . 上述の損害は一種の経済的反乱と考えられた。

**F-F (VI -23a) : 借地契約 (Tenant contract) (1)**

借地農契約が victim (災難を受けた) 農民の発議によって地主と農民の間で結ばれた。契約は少なくとも地主と農民間の相互の同意を基礎として農民側の不利な環境下で、おごなり? に作られた。(VI -3.1.4 (C)) , (H47 参照)。

**F-F (VI -23b) : 借地契約 (Tenant contract) (2)**

地主と農民との開墾に関する基本契約は通常 3 年間有効で

あった (H44) .

**F-F (VI -24) : 洪水 (Flood) (1)**

土地の所有者は洪水後、彼の所有権を失い、もはや当然の権利として農夫は彼の家屋や家畜の (洪水による) 損失に対する国からのいかなる公的援助を期待することはできない (VI - 3.1.4. (C)) (Table VI -3) .

**F-F (VI -25) : 洪水 (Flood) (2)**

メソポタミアの住民は、洪水は神の怒りであると考えたので単純に洪水を恐れたのか？

**F-F (VI -26) : 洪水 (Flood) (3)**

王が採用した洪水に対する対抗策 (measure) についてのいくつかの資料がある。 (VI -3. 1. 4 (E))

**F-F (VI -27a) : 小麦の栽培の実績 (Wheat cultivation)**

Lagash における 3600BC ~ 1700BC にわたっての耕作面積、(小麦の) 耕作比率、(重量比)、および yield (収量) が ‘塩化’ の穀物栽培に及ぼす深刻な被害を示すために Table VI - 5 に整理した。

**F-F (VI -27b) : 小麦栽培より大麦栽培へ (from wheat - to barley-cultivation)**

南部メソポタミアの小麦栽培は、いわゆる ‘塩害’ で衰え、結果的に大麦栽培に転換した。

**F-F (VI -27c) : ‘塩害’ とは (What is salinization?) (1)**

炭酸カルシウム (白色微粉末) の耕地の土壌表面への蓄積は、イネ科植物の根の導管を通して水が通ずるのを大幅に妨げ、結局、小麦は最終的に枯死したので栽培は塩害に比較的抵抗力のある大麦に転換した (VI -3.1.5. (B)) , (Table VI -5) .

**F-F (VI -28) : 大麦の栽培 (Barley cultivation)**

南部メソポタミアにおいて小麦栽培は大麦栽培に転換した。北部メソポタミアでは小麦栽培は現在に至るまで生き延びている。

**F-F (VI -29) : 長期にわたる灌漑耕作 (Long-spun irrigation)**

長いスパンで見ると、穀物の灌漑耕作は、衰えた。たとえ以前と全く同一の耕作技術をきちんと守っていても (VI -3.1.2 (B) , (VI -3.1.5. (B)) .

**F-F (VI -30) : ‘塩害’ (Salinization) (2)**

‘塩害’ は環境汚染の典型例である。このようにして、先進技術 (運河の灌漑ネットワークとそれらの運転技術) は疑いもなく cereal の信じられない位、高い生産性を達成したが、それは同時にこの技術の持続性をもはや許さない深刻な損害を誘起した。VI - ‘塩害’ (F-F (VI -27) 参照)。

**F-F (VI -31) : 農民の借金 (負債) (Debt of farmer)**

Hammurabi 法典には借地農の商人に対する負債に関する多くの条文がある (H48, H49, H50)、(VI -3.1.2 (A) 10) .

**F-F (VI -32) : デートヤシ (椰子) の植林 (Date plantation)**

デートヤシの植林は、殆ど農夫とは別の専門家によって地主と庭師 (園芸家) (nu-kirūm) との間で同意した契約に基づいて、実施された (VI -3.2 (A) 4)

**F-F (VI -33) : 洪水と干ばつ (Flood and drought)**

洪水と干ばつは麦の収穫を支配する、2つの大きな制御不可能な要因である。

**F-F (VI -34) : 洪水と津波 (Flood and tsunami)**

洪水 (ir-ta-hi-is) と津波 (bi-ib-bu-lum) は H45 と H46 において述べられている。氾濫と干ばつについての記述が H28 に見られる。

**F-F (VI -35) : 個人の資質 (Personal factor)**

加えて、個人の資質も無視できない (VI -3.2.1 (A) 8) .

(補足 1) : 耕作怠慢は個人の資質が大きく関係するトラブルである。

あり得べき損害 (H43, H44) と水路の欠陥のある保守 (H53 ~ H56) は厳格に弁償された (VI -3.2.1 (A) 8) .

(補足 2) : 業態の転換 (自作農 → 小作農へ) は農夫自身によって決定された (H47, VI -3.2.1 (A) 9) .

**F-F (VI -36) : 借地農の責任 (Tenant's responsibility)**

借地農さえも自己の経営結果に対して全責任を負った。最終的には自分自身さえも売った (奴隷に) (H54, VI -3.2.1 (A) 13) .

**F-F (VI -37) : 賠償 (Compensation)**

農夫によって犯された他人への損害に対する農民の賠償は厳格に徴収された (VI -3.2.1 (A) 14) .

**F-F (VI -38) : 庭師 (Gardner)**

庭師 (園芸家) は野原 (または荒野) を 5 年間で庭園 (garden) に転換する契約を地主と結んだ (H60, H63)、(VI -3.2.1 (B) 5) .  
もし、庭師が上述の conversion (開墾) を荒野 (ムアー) より始めるならば、その庭師は余分の賞金として 10iku の面積当たり 10gur の大麦を受領する (VI -3.2.5.2, H63) .

**F-F (VI -39) : 果樹園の経営 (1) (Management of garden) (1)**

果樹園の経営は庭師に委任された (H64)。収穫の 2/3 は地主の取り分であり、1/3 が庭師の取り分であった。この意味では果樹園の庭師は企業の一種の共同経営者であった。

園に対する灌漑に過度な注意は不要である (VI -3.2.5.6) .

デートヤシ (椰子) (palm tree) は食料として多くの利点がある (VI -3.2.5.7)。

農産物 (椰子) のプロセス化 (処理) は未だ当時は萌芽期ではあつ

たが結果的に加工食品工業を生んだ (VI -3.2.5) . 新しい価値が一次生産品 (date フルーツ) に付加された (VI -3.2.5) .

**F-F (VI -40) : 果樹園の経営 (2) (Management of garden) (2)**

庭師は約 4 か年の開墾の間収入がなかった (H60.H63) 。彼はある種の資金か資産が有ったに違いない。加えて、未完成の果樹園で乾地農法に従って大麦を栽培したと思われる。

(補足) 地主と庭師 (園芸家) との間の契約の詳細とその違反例が示された (Table VI -8) .

**F-F (VI -41) : 所得税または借地代 (Income tax or tenant fee)**

耕作面積の増加と大麦収穫量の大きな増加は国の財政収入に多大の寄与をした。この場合 ‘受益者負担’ (beneficiary payment principle) が運河水を灌漑用を利用する耕作者としての借地農に対する所得税に考慮されるべきである。

**F-F (VI -42) : Old Babylonian 時代の種々の契約 (Various contracts at Old Babylonian period)**

- (1) 借地農の契約 (VI -3.2.2 (A)) .
- (2) 土地の売買契約 (VI -3.2.5. (B)) .
- (3) 労働者の雇用契約 (VI -3.2.5. (C)) .
- (4) 王からの土地授与の証書 (VI -3.2.5. (E)) .

約 3000~4000 年前に作られた契約は基本的には現代の契約と同一である。今日の契約に必要なすべての項目が古代の契約においても含まれている (VI -3.2.3.9) .

**F-F (VI -43) : 報復法 (1) (Retaliation)**

H law 法典で the law of retaliation は、加害者も被害者も共に awilum (アヴィラム) (自由人) である場合に限り適用された (Table III -12, VI -4.1) 。他の場合には、たとえ H law 中でも substitute payment (代物支払) の利用が許可された



(Table VI -9)、(Table VI -10) .

**F-F (VI -44) : 報復法 (2) (Retaliation)**

UN (ウルナンム) 法や E (エシュヌナ) 法には retaliation の条文はなく、すべての場合 (傷害殺人を除いて) に対しても代物支払が利用された (Table III -12)、(Table VI -16) .

この事実はメソポタミアにおいては the law of retaliation が H law 中に初めて採用された事を示唆する (VI -41) .

**F-F (VI -45) : 報復法 (3) (Retaliation)**

加害者、被害者ともに awilum 階級に属し、犠牲者 (被害者) が喧嘩が原因で死亡した時、報復法は適用されず、1/2 mana (の銀) が罰金として支払われた (H207、Table III -4 も参照)。これは報復法の原則の例外例である。

**F-F (VI -46) : 旧約聖書 (Old Testament)**

H law と聖書の Exodus を比較すると、9つの事項(item(条文))の中で、聖書の3条文は H law よりもずっと厳しく、他の3つの事項は両者とも厳格さは同程度である。(Table VI -11) . したがって、これら2つの (H law と旧約聖書) は、ほぼ同じ性格のものと結論できる (Table VI -11) . キリストが生存していた時の普通の人にはハンムラビ法典の第 196 条が約 800 年も以前に発布されていたことは全く知らなかった (VI -42) .

**F-F (VI -47) : ウルナンム法とエシュヌナ法の比較 (Comparison of the Ur-Nammu law with Eshnunna law)**

UN の殺人に関する条文 (UN 1) では the law of retaliation (報復法) が厳格に適用された。H law を含めて、UN 以外の law code でも殺人に対して死刑が適用されたのは間違いない (Table III -8) . Old Babylonian 時代に職業分化が起こり、これが初めて富める者と貧しい者との格差を生じた (Table II -14) .

UN 法と E 法ではすべての傷害（殺人を除く）は金銭（substitute payment（代理支払）として）で賠償できた（Table VI -10）. 代物支払いは銀 2 ギン（歯）（UN 法）から銀 1 マナ（UN 法の骨および E 法の目、鼻、と目+鼻）までであった。

**F-F (VI -48) : 傷害と報復法 (Bodily injuries and law of retaliation)**

以下の場合（a → a）すなわち、加害者、被害者はともにすべて awilum すべての身体的傷（目、歯、と骨）は報復法に基づいて裁かれた。

**F-F (VI -49) : awilum クラスの不均質性の増加 (Increase in heterogeneity of awilum class)**

いく分均質な awilum 層から、より高度に不均質で幅広い awilum クラスへの転移が、Old Bamytonia 期の社会の膨張につれて起こった（II -3-3-3 参照）. 賠償として代物支払が利用されるならば、上層エリート awilum にとっては賠償は何の重荷ではないであろう。他方、貧乏人にとっては賠償の支払いは困難であろう（Table IV -9 および IV -10）。さもなければ、貧乏人は彼自身を奴隷として売ったに違いない。

**F-F (VI -50) : 家畜 (Domestic animal)**

牛（去勢した雄牛（alpu））についての H 法典中の条文数は全家畜に関する H 法典中の全条文の 64% を占める。牛は賃貸された。4 法典では馬に対する条文は全くない（Table VI -13）.

（備考）：UN 法典および LI 法典では家畜に関する条文は見出されていない。

**F-F (VI -51) : 植物 (Plants)**

ナツメ椰子の植林は大変繁栄し、Sumer（シュメール時代）および Old Babylonia 時代で人気があった。しかし、樹木についての引用条文数は極めて小さい（Table VI -14）.

**F-F (VI -52) : 胡麻 (Sesame)**

Sesame という単語 (英語) は ŠamaŠšammu (アッカド語)、SE-GIs-I<sub>3</sub> (シュメール語) に似ている。

**F-F (VI -53) : 金 (Gold)**

金属としての金は UN, LI および E 法典では全く引用されていない (Table VI -15) .

**F-F (VI -54) : 銀 (Silver)**

通貨としての銀は E 法典で 25 か条で引用され、H 法典では 62 か条で引用された。銀は主として通貨として扱われた (Table VI -6) .

銀のその他の分野 (通貨以外) の使用例は E15 と H7 だけである (Table VI -15) .

**F-F (VI -55) : 鉄 (Iron)**

鉄は 4 法典では見いだせない (Table VI -15) .

**F-F (VI -56) : 病気と治療 (1) (Disease and cure)**

UN と E 法典では病気と治療または医療処置に関する条文は見出せない。LI 法典で 3 ケの条文、H 法典では 6 ケの条文が見出された。 (Table VI -16)。

**F-F (VI -57) : 病気と治療 (2) (Disease and cure)**

LI 法典と H 法典で 9 つの病名が見つかった (Table VI -16) .

**F-F (VI -58) : 医師 (Azu)**

医師 Azu は以下の 4 つの病気の処置、手術を行った:けが (怪我)、目の腫瘍、骨折、および腸の疾患の治療 (Table VI -60) .

**F-F (VI -59) : 癲癇 (てんかん) (Epilepsy)**

当時癲癇治療がまだ確立していなかったので (LI16)、癲癇患者は自分のしたい様にふるまうことが許された (LI15)。LI15によると、「もし、‘てんかん’ が神の怒りに原因するな

らば、患者はそれから逃げることはできないから」である。

**F-F (VI -60) : 手足の萎縮 (Atrophy)**

LI28 において記述されている患者の症状は眩暈 (めまい) (dizziness) と萎縮 (atrophy) であるので、著者 (上出) は患者の病気を脳梗塞 (cerebral infarction) または脳出血 (cerebral hemorrhage) と診断した (diagnose)。

**F-F (VI -61) : 外科手術 (Surgical operation)**

目の腫瘍を摘出するために、または重傷の怪我を治療するために、外科手術が医師 (Azu) によって行われた (H215) 。これ等の手術で青銅 bronze (siparrim) 製のメス scalpel (gir<sub>2</sub>-zal) が使用された (H215)。

**F-F (VI -62) : 整形外科的処置 (Orthopedic surgical treatment)**

骨折に対する整形外科的処置は Azu によって患者に施こされた (H211)。

**F-F (VI -63) : 腸の病気 (Disease of intestine)**

腸の病気は内科の医者 (Azu) により治療された (H211)。

**F-F (VI -64) : 医師 (Medical doctor)**

外科医 (surgeon) と内科 (doctor of internal medicine) の区別はなかった。共通の医師の名称は Azu であった。(II -A.2 参照)。

**F-F (VI -65) : 外科医の料金 (Sergeon's fee)**

外科手術に対する外科医の料金は内科医の医療処置の凡そ、2 倍であった (H211、H215)。

**F-F (VI -66) : 不治の病 (Incurable disease)**

不治の病に対して、医師は直接には関わらなかった。これ等の場合「患者の病気は治らない見込みの場合は患者を注意して見守り、そして観察せよ」と勧められた。この事は医師は

その当時の医療処置の明らかな限界を良く認識していたこと  
を意味する。

## VIII.9 本研究の総まとめ<sup>8</sup>

1. 7つの論文本研究 (Part 0~Part VI) の全体の総括が行われた。
2. 過去に発表された諸研究は法典の逐語訳とその解釈の段階に止まり、それ以上の解釈はどの研究でも未達である点を考慮して、最も信頼できる逐語訳の業績を選択した。(VII 2.1) .
3. 上記の4法典 (UN, LI, と E と H) の条文の形態学的、解剖学的、統計学的解析を系統的に行った (Part I ~ VI) .
4. 7つの新しい解析法が考案され、本論文で適用された (VII -2.1) .
5. UN (ウルナンム) 法や LI (リピト・イシュタール)、E (エシュムンナ)、および ハンムラビ (H) 法典を相互比較検討した。(20 個の表にまとめた) (VII 2.1) . この結果、H-law の特質を明白に理解できた。
6. 上記の法典をより可視化するために、110 の表、2 図、7 地図、4 チャートを主論文中で作成した。表、図のこれらの数は、現在までに発刊された上記分野の全文献中で引用された総計 3 表、図ゼロ、地図ゼロ、と比較できる。
7. 過去の研究での未解決の諸問題 (例えば、0-1.7.2.a-e) は本研究において確実な知識に変わった。
8. 確実な知見 Fact-Finding (F-F) の詳細が VII -3.1.1 で示された。証拠は必要ならば括弧内に示された。
9. 各 Part ごとの F-F の小計数が Table VII -3 に示された。現在、古代メソポタミアについての 218 の確実な知見 (F-P) が本研究により (4 古典法典の徹底的な解析によって) 得られた。
10. 本研究で提案された仮説と理論を基礎にして 15 個のモデル (model)

が提案された。

## VIII .10 Reference

1. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.18, p 71-108, 2017. [Part 0] .
2. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.11, p113-145, 2014. [Part I ]
3. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.12, p 107-148, 2015. [Part II ] .
4. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.13, p 215-293, 2015. [Part III ] .
5. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.14, p 251-302, 2016. [Part IV ] .
6. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.16, p 97-159, 2016. [PartV ] .
7. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.17, p 119-195, 2017. [Part VI ] .
8. K. Kamide, Journal of Social Science , Nara Gakuen Univ., vol.19, p 37-95, 2018. [Part VII ]
9. This journal vol.21, p47-69, 2019: Research note. 「Morphological. Anatomical and Statistical Analyses on the Four Ancient Mesopotamian Law Codes Including The Hammurabi Law Codes」 (Part 0~Part VIII) の研究前史：この一連の研究に至る道とその結果のあらまし